

福岡市発達障がい者支援協議会設置要綱

(設 置)

第 1 条 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）に規定する発達障害者（以下「発達障がい者」という。）の乳幼児期から成人期までの各ライフステージにおいて、支援に関わる関係機関が連携し、一貫した支援体制構築について協議するため、福岡市発達障がい者支援協議会（以下「支援協議会」という。）を設置する。

(組 織)

第 2 条 支援協議会は、保健、福祉、教育の関係部局、大学、医療、労働、親の会、発達障がい者支援センターの管理責任者等の関係者により組織する。

(任 期)

第 3 条 委員の任期は、発令の日から 2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 支援協議会には、会長及び副会長 1 人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により、それぞれ定める。

- 2 会長は委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 会長は、支援協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 支援協議会の議事は出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は原則として公開する。ただし、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであると認めるとき、又は、会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、委員長は非公開とすることができるものとする。

(幹事会)

第 7 条 支援協議会の下に、発達障がい者支援に係る関係機関連携の具体的な課題等を協議するため、発達障がい者支援協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、発達障がい者の支援に関する事業に従事する者により組織する。
- 3 幹事会には、幹事長を置き、幹事長は発達障がい者支援センター所長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は幹事会を招集し、これを主宰する。
- 5 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(意見聴取)

第 8 条 支援協議会及び幹事会において必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 支援協議会の事務局は、こども未来局こども発達支援課に置く。

2 幹事会の庶務は、福岡市発達障がい者支援センターにおいて行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他必要な事項については、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月31日から施行する。

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。